

(別記1) 農業生産地球温暖化対策事業

第1 事業内容

農業生産地球温暖化対策事業（以下「温暖化対策事業」という。）の内容
5 は、次に掲げるとおりとする。

1 地球温暖化防止策

(1) 土壌が有する地球温暖化防止機能の活用

ア 土壌由来温室効果ガス・土壌炭素調査事業（全国推進事業）

我が国の農地及び草地土壌が有する炭素貯留効果及び温室効果ガス
10 排出量の実態を把握し、土壌が有するこれらの機能を効果的に活用する
ため、次に掲げる取組を行うものとする。

(ア) 全国農地土壌炭素調査

全国各地の農地及び草地における土壌炭素の含有量等を調査する。

a 定点調査

15 全国の生産の用に供されているほ場、牧場等の中から長期にわた
って継続的に測定することが可能な観測点として選定された定点に
おいて、土層の仮比重、全炭素、全窒素等を継続的に測定する。ま
た、併せて、生産者、管理者等に対し、水管理、有機物管理、耕う
ん等の土壌管理の現状等についてアンケート調査を実施する。

b 基準点調査

20 管理手法を固定して長期にわたって継続的に測定することが可能
な全国の研究機関の試験ほ場等の中から土壌の分布・性質、気候、
地形等の立地条件等を勘案して一般的な観測点として選定された基
準点において、栽培品種や有機物投入量などの管理手法を次のとお
り固定して、土層の仮比重、全炭素、全窒素等を測定する。

(a) 栽培品種

25 水田にあっては、夏作は水稻、冬作は当該ほ場周辺地域の慣行
作物を栽培するものとし、畑にあっては、当該ほ場周辺地域の作
付体系を参考にして決定するものとする。

(b) 有機物投入量

30 農地においては、①化学肥料単用、②有機物施用、③土壌炭素
貯留（木炭等の土壌改良資材施用、不耕起栽培等）をそれぞれ設
定するものとする。

草地においては、有機物施用を基本として設定するものとする。

(イ) 営農活動による炭素貯留量調査

35 炭素貯留効果の高い営農活動がもたらす環境保全効果等の便益及び
そのために必要な費用等を定量的に評価するため、実証ほを設置し、
土壌中の全炭素、全窒素、営農活動の収益性、労働時間等を調査する。
また、必要に応じて、たい肥等の有機物資材中の炭素含有量や二酸化
40 炭素等の温室効果ガスの発生量を調査する。

(ウ) 有機質資材施用に伴う一酸化二窒素等発生量調査

我が国の温室効果ガスインベントリにおける有機質資材施用に伴う一酸化二窒素等の温室効果ガスの排出係数を設定するため、農地土壌から発生する一酸化二窒素等の温室効果ガスの発生量を調査する。

5 (エ) 海外調査の実施

京都議定書の第1約束期間に農地土壌を吸収源対策として選択している国や農地土壌の炭素貯留に関心の高い国に対して、調査員を派遣し、当該国の温室効果ガスインベントリ報告書に基づく農地土壌の温室効果ガス排出量算定方法、炭素貯留に効果の高い営農活動の取組状況、炭素貯留に関する研究動向等を調査する。

10

(オ) 土壌調査研修

(ア) の調査を行う者を対象として、調査に必要な知識の習得や調査分析法等の技術向上のため、研修を実施する。

(カ) 実証成果・技術研修

15

(ア) から (エ) までの調査成果、水田から発生するメタンガスの削減技術等の普及のため、全国で研修を実施する。

(キ) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

(2) 施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策

ア 施設園芸省エネルギー設備リース支援事業（地区推進事業）

20

施設園芸由来の温室効果ガスの排出量を削減させるため、リース方式により施設園芸の省エネルギー化に必要な設備を導入する事業実施主体に対してその経費を補助するものとする。

(ア) 対象設備

25

要綱別表第1の事業内容欄の1の(1)の生産局長が定める設備は、次に掲げる設備とする。

a 先進的省エネルギー加温設備

(a) ハイブリッド加温設備（以下同じ。）

30

従来の石油燃料焚き加温機にヒートポンプ又は木質バイオマス利用加温設備（木質ペレット・チップ・薪を燃料とする加温設備をいう。以下同じ。）を組み合わせた設備。ただし、石油燃料焚き加温機は、補助対象外とする。

(b) 木質バイオマス利用加温設備

b 外張設備

(a) 外張の多重化のための設備

35

温室（ガラス温室及びハウスをいう。以下同じ。）の外張を多重化し、保温性を高める設備。なお、外張材へ強制的に送風し、空気層を作る設備にあつては、附帯設備として、送風機等を含む。

(b) (a) と一体的に導入する温度センサー及び制御装置

c ウォーターカーテン設備

40

(a) ウォーターカーテン設備

温室内の保温カーテンの上に地下水を均一に散布して室内を保温する装置。なお、附帯設備として、水槽、揚水機、配管設備、散水ノズル、保温カーテン、排水槽等を含む。

(b) (a) と一体的に導入する温度センサー及び制御装置

5 d 内張設備

(a) 内張の多層化のための設備

温室の内張を多層化し、保温性を高める設備。ただし、開閉又は巻き上げ装置を同時に導入する場合に限る。

10 なお、内張材へ強制的に送風し、空気層を作る設備にあつては、附帯設備として、送風機等を含む。

(b) (a) と一体的に導入する温度センサー及び制御装置

e 多段式サーモ装置、これと一体的に導入する温度センサー

f 排熱回収装置

g 循環扇、これと一体的に導入する温度センサー及び制御装置

15 h 省エネルギーモデル温室

省エネルギーモデル温室の設置については、地下水又は地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等の熱交換設備等の導入を行うものとし、その規模は、設置実面積が 500 平方メートル以上とする。

20 また、附帯設備として、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとし、自動換気装置は、必ず装備するものとする。

25 なお、設置に当たっては、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等の燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係、導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、施設園芸の低コスト生産の推進に留意するものとする。

30 i その他、温室のエネルギー利用効率を高め、園芸用施設の加温に用いる燃油の使用量を低減する a から h までと同等の装置等（ただし、石油燃料焚き加温機の導入は除く。）

(イ) 対象品目

対象品目は、温室で栽培する野菜、果樹及び花きとする。

35 イ 先進的省エネルギー加温設備等導入事業（地区推進事業）

施設園芸由来の温室効果ガスの排出量を削減させるため、施設園芸の省エネルギー化に必要な設備を導入する事業実施主体に対してその経費を補助するものとする。

(ア) 対象設備

40 要綱別表第 1 の事業内容欄の 2 の (1) の生産局長が別に定める

設備は、次に掲げる a 及び b を組み合わせた設備とする。

ただし、既に a 又は b のいずれかの設備を導入している場合にあつては、導入していない設備を導入し、組み合わせるものとする。

a 先進的省エネルギー加温設備

(a) ハイブリッド加温設備

(b) 木質バイオマス利用加温設備

b 高断熱被覆設備

(a) 外張設備

i 外張の多重化のための設備

温室の外張を多重化し、保温性を高める設備。なお、外張材へ強制的に送風し、空気層を作る設備にあつては、附帯設備として、送風機等を含む。

ii i と一体的に導入する温度センサー及び制御装置

(b) 内張設備

i 内張の多層化のための設備

温室の内張を多層化し、保温性を高める設備。ただし、開閉又は巻き上げ装置を同時に導入する場合に限る。

なお、内張材へ強制的に送風し、空気層を作る設備にあつては、附帯設備として、送風機等を含む。

ii i と一体的に導入する温度センサー及び制御装置

(イ) 対象品目

対象品目は、温室で栽培する野菜、果樹及び花きとする。

ウ バイオディーゼル燃料普及・調査事業（全国推進事業）

地域において生産されたバイオディーゼル燃料を農業機械の燃料として継続的かつ安定的に利用する地域の取組を推進するため、次に掲げる取組を行うものとする。

(ア) 農業機械におけるバイオディーゼル燃料の長期安定利用技術に関する調査の実施

(イ) 地域において生産されたバイオディーゼル燃料を継続的かつ安定的に利用するためのガイドラインの作成

(ウ) (ア) 及び (イ) により得られた成果を各地域に普及・啓発するための全国検討会の開催

(エ) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

エ 農業機械省エネルギー性能評価方法確立事業（全国推進事業）

省エネルギー型の農業機械の普及を図るため、市販されているトラクター、乾燥機等の主要な農業機械について、省エネルギー性能の評価手法と農業者等への性能の提示方法を確立するため、次に掲げる取組を行うものとする。

(ア) 省エネルギー性能検討会（以下「省エネ性能検討会」という。）の開催

省エネ性能検討会においては、次に掲げる検討を行うものとする。

- a 農業機械の種類ごとの省エネルギー性能に関する評価手法の検討
- b 農業機械の省エネルギー性能の農業者等に対する提示方法の検討
- (イ) 省エネ性能検討会における検討を行うために必要な調査の実施
- 5 (ウ) (ア) の検討結果及び農業機械の省エネルギー性能に関する情報の周知
- (エ) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

オ 施設園芸省エネルギー新技術等開発支援事業（全国推進事業）

施設園芸において省エネルギー・省資源型の生産体系への転換を加速させるため、公的試験研究機関と民間メーカーが共同で取り組む新たな省エネルギー技術等の開発・改良及び実証（以下「省エネルギー新技術等の共同実証」という。）について、次に掲げる取組を行うものとする。

(ア) 施設園芸省エネルギー新技術等開発支援検討委員会（以下「支援検討委員会」という。）の開催

支援検討委員会においては、次に掲げる検討等を行うものとする。

- a 省エネルギー新技術等の共同実証に係る公募課題の検討
- b 省エネルギー新技術等の共同実証に係る申請内容の審査
- c その他省エネルギー新技術等の共同実証の支援に必要な事項の検討

(イ) 省エネルギー新技術等の共同実証に係る課題の公募及び申請計画の承認

(ウ) 省エネルギー新技術等の共同実証に要する経費の助成

(エ) 省エネルギー新技術等の共同実証に係る現地確認の実施

(オ) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

カ 省エネルギー資材・設備等格付事業（全国推進事業）

施設園芸用省エネルギー資材・設備等（以下「省エネ資材・設備等」という。）の省エネルギー効果や特性等の評価を行い、民間における開発促進、農業者の選択を容易にすることにより、省エネ資材・設備等の普及を図るため、次に掲げる取組を行うものとする。

(ア) 省エネ資材・設備等格付審査委員会（以下「格付審査委員会」という。）の開催

格付審査委員会においては、次に掲げる検討等を行うものとする。

- a 省エネルギー格付（以下「格付」という。）を行う省エネ資材・設備等の評価項目及びその測定方法の検討
- b 省エネ資材・設備等の省エネルギー効果等の格付の審査・検討

(イ) 省エネ資材・設備等の省エネルギー効果等の検証又は確認検査の実施

(ウ) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

2 地球温暖化適応策

(1) 地球温暖化戦略的対応体制確立事業（全国推進事業）

地球温暖化の農業への影響を回避・軽減し、生産量・品質を安定・回復させるため、地球温暖化適応策の全国的な推進体制を整備するとともに、産地診断、技術指導等による産地の取組を支援する次に掲げる取組を行うものとする。

ア 地球温暖化戦略的対応体制確立検討委員会（以下「対応体制確立検討委員会」という。）の開催

対応体制確立検討委員会においては、次に掲げる検討を行うものとする。

(ア) 温暖化適応策に係る情報の収集方法及び分析方法の検討

(イ) 温暖化適応策に係る情報の提供方法の検討

(ウ) 温暖化の影響を受けている産地への現地調査・助言指導方法等の検討

(エ) その他温暖化適応策の推進のために必要な事項の検討

イ 温暖化適応策に係る現地情報の収集及び分析

ウ 温暖化適応策に係る農業者等に対する情報の提供

エ 専門家からなるサポートチームによる現地調査・助言指導等の実施

オ その他この事業の目的を達成するために必要な取組

第2 事業実施主体

1 要綱別表第1の事業実施主体欄の1の(6)のその他農業者の組織する団体とは、農業者により構成される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

2 要綱別表第1の事業実施主体欄の1の(7)の協議会とは、農業協同組合、地方公共団体等により組織される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

3 要綱別表第1の事業実施主体欄の1の(8)の設備利用者とリース事業者の共同実施とは、リース契約（別表第1に定める設備利用者と当該設備利用者が導入する事業対象設備の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）を締結する設備利用者とリース事業者の2者が共同で実施することとする。

なお、リース事業者は債務超過の状態にあってはならない。

4 要綱別表第1の事業実施主体欄の2の(1)の民間団体とは、国又は地方公共団体以外の法人とする。

5 要綱別表第1の事業実施主体欄の2の(2)の任意団体とは、本事業を全国的な視点で公平かつ効果的に取り組むことができる団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

6 事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく取組の着実な推進に努めるものとする。

7 施設園芸省エネルギー設備リース支援事業の事業実施主体にあつては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) リース期間中にリース契約の記載内容を変更した場合、事業実施主体は、別記様式第1-1号により、地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）をいう。以下同じ。）に対してリース契約の変更を届け出るものとする。

(2) リース事業者は事業実施年度末までにリース物件を当該設備利用者に納入するものとする。また、リース事業者は、リース物件の納入後、速やかに借受証の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

(3) 事業実施主体のうち設備利用者とリース事業者のいずれかが次に掲げる項目のいずれかに該当する場合には、既に交付された補助金の全部若しくは一部について返還するものとする。なお、地方農政局長等が当該事業実施主体に正当な理由があると認めるときはこの限りでない。

ア リース契約を解約又は解除したとき。

イ リース期間中に経営を中止したとき。

ウ リース期間中にリース物件が消滅又は消失したとき。

エ 事業実施計画など地方農政局長等に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

オ 締結されたリース契約が、第3の4の(3)のキに定められたリース契約に合致しないことが明らかとなったとき。

カ (1)に定めるリース契約の変更の届出、第6に定める事業実施状況の報告及び第7の1に定める事業の評価を怠ったとき。

8 先進的省エネルギー加温設備等導入事業にあつては、受益農家が事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ることなどにより、3戸以上となるように努めるものとする。

第3 採択要件

1 成果目標

要綱第4の1の生産局長が別に定める基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 目標年度

5 要綱第4の1の目標年度は、次に掲げる年度とする。

- (1) 地区推進事業及び全国推進事業のうち省エネルギー資材・設備等格付事業にあつては、事業実施年度の翌々年度
- (2) 全国推進事業（省エネルギー資材・設備等格付事業を除く。）にあつては、事業実施年度

10 ただし、要綱附則2により廃止された農業生産地球温暖化総合対策事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生産第9734号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業として、平成21年度までに実施した場合であつて、温暖化対策事業として引き続き事業を実施する場合にあつては、なお従前の目標年度とする。

15

3 事業の対象地域

地区推進事業により導入する設備は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の第1項の規定による農業振興地域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条の第1項の規定による生産緑地地区に設置するものとする。

20

4 その他の審査基準

要綱第4の3の生産局長が別に定める審査基準は、次に掲げるとおりとする。

- 25 (1) 事業実施計画の内容が温暖化対策事業の成果目標に沿っていること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。

(3) 地区推進事業にあつては、次に掲げる項目を満たすこと。

30 ア 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達・償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。

イ 導入する設備が成果目標の達成に直結するものであること。

ウ 導入する設備の規模及び能力が、対象品目、受益面積等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

35 エ 導入する設備の適正な利用が確実に認められ、かつ、施設園芸省エネルギー設備リース支援事業にあつてはリース期間、先進的省エネルギー加温設備等導入事業にあつては導入する設備の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。

40 オ 導入する設備を設置する既存の温室は、原則として、当該設備と一体的な利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有すること。

カ 設備利用者又は受益農家は、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（『「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」、「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」、「施設園芸省エネルギー資材・設備等の格付認定について」及び「施設園芸省エネルギー型栽培の推進方向について」について』（平成20年3月31日付け19生産第9343号農林水産省生産局長通知）に規定される「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」をいう。）を利用して省エネルギー生産管理を実施することが確実に見込まれること。

キ 施設園芸省エネルギー設備リース支援事業にあつては、次に掲げる項目をすべて満たすこと。

（ア）リース料総額から補助金を差し引いた額を基にしてリース料が算定されていること。

また、リース契約における契約者、リース物件及びリース期間が、事業実施計画の内容と合致していること。

（イ）リース期間は、4年間から法定耐用年数までの範囲内であること。

（ウ）リース契約を締結するリース事業者の議決権又は出資に占める設備利用者の割合が半数未満であること。

ク 先進的省エネルギー加温設備等導入事業にあつては、事業実施主体の燃油利用加温面積が1.5ヘクタール以上又は園芸施設における年間の燃油使用量が100キロリットル以上であること。

（4）施設園芸省エネルギー新技術等開発支援事業にあつては、省エネルギー新技術等が次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 省エネルギー新技術等の導入前と比較して、おおむね30%以上の省エネルギー効果が見込まれること。

イ 省エネルギー新技術等の導入コストの回収が、おおむね5年間程度で可能と見込まれること。

ウ 省エネルギー新技術等の普及が、おおむね2年間程度で可能と見込まれること。

30 第4 事業実施手続

1 事業実施計画の提出及び承認

（1）事業実施主体は、要綱第6の1に基づき、事業実施計画を、地方農政事務所を經由し（地方農政事務所が存在しない府県にあつては直接）、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、生産局長が別に定める公募要領により選定された者の当該選定時の事業実施計画については、要綱第6の1の承認を受けたものとみなす。

（2）地区推進事業の事業実施主体は、（1）の提出を行う場合、必要に応じて、あらかじめ関係する市町村及び都道府県と調整を図るものとする。

（3）地区推進事業の事業実施主体は、（2）の調整結果について、（1）の

提出に併せて地方農政局長等に報告するものとする。

2 事業の着手

5 (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条の第 1 項に基づく交付決定後に着手するものとする。

なお、施設園芸省エネルギー設備リース支援事業にあつては、事業に係るリース契約の締結をもって、事業に着手したものとする。

10 (2) 事業実施主体は、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあつては、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第 1 - 2 号により地方農政局長等に届け出るものとする。

15 (3) (2) により交付決定前に着手する場合にあつては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

20 また、事業実施主体は、生産環境総合対策事業推進費補助金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生産第 10203 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 の規定による申請書に着手の年月日及び交付決定前の着手届の文書番号を記載するものとする。

25 (4) 事業実施主体が (2) により交付決定前に着手する場合には、地方農政局長等は、あらかじめその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導する。

3 管理運営

地方農政局長等は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

第 5 助成

30 1 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。

35 また、全国推進事業にあつては、他の国、地方公共団体又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条の第 2 項に規定する特例民法法人、その他の団体からの公金を財源とした補助金等の交付を受けている事業及び温暖化対策事業による成果について、その利用を制限し、公益の利用に供しない事業については、補助対象としないものとする。

2 地区推進事業の補助対象経費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な価格により算定するものとする。また、経費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和 55 年 4 月 19 日付け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

3 施設園芸省エネルギー設備リース支援事業の補助対象経費は、第 1 の 1 の（2）のアに掲げる設備のリースによる導入に係る経費のうち次の算式①によるものとする。

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、その補助対象経費の金額は、それぞれ次の算式②又は③により算出した値のいずれか小さい方とする。

算式①：補助対象経費＝リース物件価格（税抜き）× 1 / 2 以内

算式②：補助対象経費＝リース物件価格（税抜き）

×（リース期間 / 法定耐用年数）× 1 / 2 以内

算式③：補助対象経費＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））× 1 / 2 以内

※ 1 補助金申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

※ 2 リース期間は、設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を 365 で除した数値の小数点以下第 3 位の数字を四捨五入して小数点以下第 2 位で表した数値とする。

4 先進的省エネルギー加温設備等導入事業の補助対象経費は、第 1 の 1 の（2）のイに掲げる設備の導入に係る経費とする。

5 全国推進事業の補助対象経費は、別表第 3 に掲げる温暖化対策事業に直接に要する経費であって、温暖化対策事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

また、特別会計等を設けるなど、経理を区分した上で、別表第 3 に掲げる費目ごとに整理するものとする。

第 6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、要綱第 8 の 1 に基づき、事業の実施状況を別記様式第 1 - 3 号により、事業実施年度の翌年度の 5 月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

第7 事業の評価

1 事業実施主体による評価

事業実施主体は、要綱第9の1の規定に基づき自ら行った評価結果を、
別記様式第1－4号によりとりまとめ、次に掲げる期限までに、地方農政
局長等に報告するものとする。

(1) 地区推進事業及び全国推進事業のうち省エネルギー資材・設備等格付
事業にあつては、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、その翌年
度の5月末日まで

(2) 全国推進事業（省エネルギー資材・設備等格付事業を除く。）にあつ
ては、事業実施年度の翌年度の5月末日まで

2 地方農政局等による評価

(1) 地方農政局長等は、1の報告について、関係部局で構成する検討会を
開催し、評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているか否かに留
意し、評価するものとする。その際、地方農政局長等は、社会情勢の変
化等を踏まえ、成果目標に対する進捗に加え、事業実施計画の適正性等
も含め、総合的な評価を行うものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)の評価の結果、成果目標が達成されていない、
又は、成果目標に対する進捗に著しい遅れがあると判断した場合には、
成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

なお、地区推進事業において、目標年度に成果目標が達成されていな
いと判断した場合には、事業実施主体に対し、別記様式第1－5号に定
める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主
体は、目標年度を2年間延長し、再度、1の評価を実施し、地方農政局
局長等に報告するものとする。

(3) 地方農政局長等は、1の報告について、事業実施計画に定められた方
法で事業評価が実施されていないと判断した場合には、事業実施主体に
対し、再度事業評価を実施するよう指導するものとする。

(4) 地方農政局長等は、天災等、事業実施主体の責によらない要因により、
事業実施計画で定めた方法による事業評価の実施が困難と判断した場合
には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体に
指導するものとする。指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で1
の評価を実施し、その結果を速やかに地方農政局長等に報告するもの
とする。

(5) 地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、(1)の評価の結果（全国推進
事業を除く。）を取りまとめ、目標年度の翌年度の7月末日までに生産局
長に報告するものとする。

3 事業評価検討委員会

- (1) 生産局長は、温暖化対策事業の関係者以外の者で構成する事業評価検討委員会を開催するものとする。
- (2) 生産局長は、事業の評価結果（2の（5）の評価の結果を含む。）について、事業評価検討委員会の意見を聴取した上で、評価の結果をとりまとめ、公表するものとする。なお、事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法等についても意見を述べることができる。

4 事業成果等の活用

(1) 事業成果等の提出

全国推進事業の事業実施主体は、補助事業が終了したとき（補助事業の中止又は廃止を含む。）は、事業成果に係る報告書、成果の基礎となるデータ等を書面及び電子媒体により生産局長へ提出するものとする。

(2) 事業成果等の公表

全国推進事業の事業実施主体は、事業成果について、個人情報等に係るものを除き、新聞、図書、雑誌論文等の出版物やインターネット等において速やかに公表するものとする。

事業成果等の公表に際しては、温暖化対策事業の成果であることを明記するものとし、公表した資料については、速やかに生産局長へ提出するものとする。

(3) 事業成果等の普及

事業実施主体は、国が温暖化対策事業の成果について普及を図ろうとするときは、これに協力するものとする。

(4) 事業成果等の帰属

本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、（2）の公表後は第三者の使用を妨げないものとする。

第8 その他

1 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、温暖化対策事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、温暖化対策事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 農業共済等の積極的活用

地方農政局長等は、温暖化対策事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施地区及び事業の受益者に対し、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済への積極的な加入を指導するものとする。

別表第1（第2の3関係） 施設園芸省エネルギー設備リース支援事業の設備利用者

設備利用者	内容
認定農業者	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号）第12条の2第1項の規定する認定農業者をいう。
認定農業者に準ずる者	以下のいずれかに該当する者をいう。 【野菜】 野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け生産第6379号農林水産省生産局長通知）に規定する計画）において担い手として位置付けられた者。 【果樹】 果樹産地構造改革計画（「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林産省生産局長通知）に規定する計画）において担い手として位置付けられた者。
認定就農者	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年2月15日法律第2号）第4条第1項に規定する就農計画の認定を受けた者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する農事組合法人をいう。
農事組合法人以外の農業生産法人	農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。
農業者の組織する団体	上記のいずれにも該当しないもののうち、認定農業者又は認定農業者に準ずる者を構成員に含み、当該認定農業者又は認定農業者に準ずる者が実際の作業に従事する組織であって、定款又は規約を有している団体をいう。

別表第2（第3の1関係） 温暖化対策事業の成果目標基準

事業名	成果目標	成果目標の基準
土壌由来温室効果ガス・土壌炭素調査事業	炭素貯留量の計測、温室効果ガスの排出量削減	土壌炭素貯留量及び温室効果ガス排出活動量インベントリデータの整備
施設園芸省エネルギー設備リース支援事業	燃油使用量の削減	燃油使用量の10%以上の削減
先進的省エネルギー加温設備等導入事業	温室効果ガスの排出量削減	温室効果ガス排出量のおおむね50%以上の削減
バイオディーゼル燃料普及・調査事業	温室効果ガスの排出量削減	農業機械におけるバイオディーゼル燃料の継続的かつ安定的な利用に資する ①ガイドラインを作成し、ホームページにおいて公表 ②全国検討会（参加者100人以上）の開催
農業機械省エネルギー性能評価方法確立事業	省エネルギー型農業機械の普及	主要な農業機械について、型式ごとの省エネルギー性能の確認方法と農業者等への提示方法の確立
施設園芸省エネルギー新技術等開発支援事業	温室効果ガスの排出量削減	おおむね30%以上の省エネルギー効果を有し、導入コストの回収がおおむね5年間程度である省エネルギー新技術の確立
省エネルギー資材・設備等格付事業	温室効果ガスの排出量削減	格付けされた省エネ資材・設備等の新規普及率3%以上
地球温暖化戦略的対応体制確立事業	生産量・品質の回復・安定	地球温暖化の農業への影響を回避等するための全国的な推進体制の確立等に資する ①温暖化適応策に係る現地情報（500件以上）の収集及び分析 ②温暖化適応策に係る情報（100件以上）の提供 ③専門家からなるサポートチームによる現地調査・助言指導等の実施（3地区以上）

別表第3（第5の5関係） 温暖化対策事業（全国推進事業）の支出対象費目

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	取得単価が50万円以上の機械及び器具については、原則3社以上の見積書やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な通信、運送等の経費	切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費 借り上げた機器の保守・点検費を含む。	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料の経費	原材料は物品受払簿で管理すること
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技	

		術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の旅費の経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体が雇用する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)の経費	雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者(事業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。)に委託するために必要な経費	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 補助金の額の50%未満とすること。 事業そのもの又は、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 事業実施主体内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直	会議におけるお茶・コ

		接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	一ヒ一等簡素なものに限り、弁当は認めない。
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては、補助対象経費として認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償（実費相当額を超える額）で配布した場合。
- 5 2. 支払いが翌年度となるもの。
3. 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタル。